



平成30年6月19日

各 位

会 社 名 株式会社ジーンテクノサイエンス
代表者名 代表取締役社長 谷 匡治
(コード番号：4584 東証マザーズ)
問 合 せ 先 執 行 役 員 上 野 昌 邦
経 営 管 理 本 部 長
(TEL. 011-876-9571)

第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権の 発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、平成30年6月1日開催の当社取締役会において決議いたしました、大和証券株式会社を割当先とする第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行に関し、発行価額の総額（5,955,000円）の払込が本日完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権発行に関する詳細につきましては、平成30年6月1日付で公表しております「第三者割当による行使価額修正条項付第6回新株予約権の発行及びコミットメント契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。

本新株予約権の概要

(1) 割 当 日	平成30年6月19日
(2) 新 株 予 約 権 数	15,000 個
(3) 発 行 価 額	本新株予約権1個当たり397円 (本新株予約権の払込総額5,955,000円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,500,000株（本新株予約権1個当たり100株） 下限行使価額（下記（6）を参照。）においても、潜在株式数は1,500,000株であります。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	3,059,455,000円（注）
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初行使価額2,041円 上限行使価額はありません。 下限行使価額は1,429円（以下「下限行使価額」という。） 行使価額は、平成30年7月2日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）に、修正日の直前取引日（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の92%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。）に修正されます。但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法によります。
(8) 割 当 先	大和証券株式会社
(9) そ の 他	当社は、大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る買取契約及びコミットメント契約を締結いたしました。 コミットメント契約においては、以下の内容が定められております。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社による本新株予約権の行使の要請 ・ 当社による本新株予約権の行使の停止 ・ 大和証券による本新株予約権の取得に係る請求 <p>また、上記両契約には、本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の事前の承認が必要である旨、及び譲渡された場合でも大和証券の権利義務が引き継がれる旨が定められております。</p>
--	--

- (注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。
2. 当社は、平成30年6月1日開催の当社取締役会において、平成30年6月30日を基準日、平成30年7月1日を効力発生日として、当社普通株式につき、1株につき2株の割合をもって分割することを決議しております（以下「本株式分割」といいます。詳細は当社の平成30年6月1日付「株式分割及び定款の一部変更のお知らせ」をご参照ください。）。本株式分割に伴い、本新株予約権の目的である株式の数は、本新株予約権の発行要項第6項に定める割当株式数の調整の規定により、また、当初行使価額及び下限行使価額は、本新株予約権の発行要項第11項に定める行使価額の調整の規定により、それぞれ本株式分割の割合に応じ当初行使価額は1,020.5円、下限行使価額は714.5円に調整されます。

以 上